**【対象となる方】**

　竹富町在住の小児（11歳以下）・身体障がい者の方

**【対象路線】**

　石垣～那覇・石垣～宮古・石垣～与那国

**【対象となる期間とチケットの運賃種別】**

　平成31(2019)年4月1日～令和2(2020)年3月31日までの搭乗分

![C:\Users\user\AppData\Local\Microsoft\Windows\Temporary Internet Files\Content.IE5\JMBR0BNG\MC900418016[1].wmf]()　小児の場合：小児普通運賃・離島割引

　身体障がい者の場合：身体障がい者割引・離島割引

**【申請に必要なもの】**

　●還付金請求書

　　ＨＰよりダウンロードまたは政策推進課窓口にて

　　押印箇所があるので印鑑が必要

　●搭乗券原本

　　搭乗券を紛失した場合は航空会社に搭乗証明書の発行を依頼

　●運賃種別（離島割引等）が記載されているもの

　　ｅチケットや搭乗券、搭乗証明書に運賃種別の記載があればそれで可

　●還付金を振り込む口座の通帳

　　口座番号と名義人が確認出来るページのコピー

　●離島住民割引運賃カード

コピー

　●障がい者の方の場合は障がい者手帳

　●小児の場合は申請者との関係を示す書類（健康保険証や戸籍など）

**【還付される金額】**

